

森林施業プランナー育成研修認定制度 実施細則

森林施業プランナー協会

第1条 総則

本細則は、森林施業プランナー認定要領（以下、「認定要領」という。）第5の森林施業プランナー育成研修（以下、「研修」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 申請手続き

- 1 研修認定の申請者（以下、「申請者」という）は、原則として研修実施主体または都道府県とする。
- 2 申請者は、研修開始前に、様式1「認定申請書」に、様式2「一次研修対応表」、様式3「研修内容の詳細」、および研修プログラム案を添付して、森林施業プランナー協会（以下、「協会」という。）に提出することとする。
- 3 原則として、日程、会場および講師を確定させた上で申請するものとする。
- 4 申請受付期間は協会が別途指定するものとする。

第3条 研修認定要件

協会認定一次研修の要件は下記のとおりとする。

- ① 「森林施業プランナーテキスト改訂版」を研修テキストとしていること。
- ② 研修テキストの内容が知識として身に付くことを目標とした内容とすることとし、最低限、別表1「協会認定一次研修必要科目一覧」の内容が研修に盛り込まれていること。
- ③ 原則として、10名以上の者が研修を受講する見込みであること。
- ④ 原則として、研修を申請の翌年3月末までに実施すること。

第4条 審査

- 1 審査は認定要領第2に定める「森林施業プランナー試験委員会」（以下、「委員会」という。）において実施する。
- 2 審査は原則として6月および11月に行うものとする。研修が11月末までに終了する場合には、必ず6月の審査を受けるものとする。
- 3 審査結果は「認定」「条件付き認定」「認定不可」の3種類とする。
- 4 前項の審査結果に、必要に応じて「推奨事項」を付加することがある。「推奨事項」は、対応が必須ではないが、第5条で定める実施報告時に対応の有無を報告するものとする。
- 5 協会は、様式4「審査結果通知」により、審査結果を申請者に通知するものとする。なお、通知時点ですでに研修が始まっている場合、遡って認定（条件付き認定を含む）を行うことができるものとする。

第5条 実施報告

- 1 認定（条件付き認定を含む）を受けた申請者は、研修終了後2週間以内に、

様式5「研修実施報告書」に、研修プログラム、研修修了者名簿、および研修写真を添付するとともに、様式6「研修実施結果の詳細」を併せて提出するものとする。

- 2 協会は、前項の研修実施報告書の提出が無い場合、研修内容の変更があり第3条に定める認定要件を満たさなくなった場合、または様式6の要改善事項の対応内容が不十分な場合は、遡って認定を取り消すことができるものとする。
- 3 なお、原則として研修最終日に研修生に対して協会が指定するアンケートを行うこととし、実施報告時に集計されたデータを提出するものとする。集計方法および提出方法については協会より別途指定する。
- 4 協会は申請者に対し、必要に応じて研修で使用した資料等の提出を依頼できるものとする。

第6条 現地確認

委員会または委員会から委嘱を受けた者は、研修実施状況の現地確認を行うことができるものとする。

第7条 研修修了者の特別一次試験受験資格の有効期間

有効期間は、研修を修了した日の翌年度から3年間とする。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月9日から施行する。

附則

この細則は、平成27年5月13日から施行する。

附則

この細則は、平成28年5月6日から施行する。

附則

この細則は、平成29年5月8日から施行する。

附則

この細則は、令和3年2月10日から施行する。

附則

この細則は、令和4年12月2日から施行する。